

令和6年8月30日

報道機関各位

期日前投票所における投票用紙の二重交付について

1.概要

期日前投票所で、自動交付機と投票管理システム、残票を整合したところ、投票用紙を誤って二度交付したと考えられる事象が5件発生しました。

投票の公平性を損なうこととなり、大変申し訳ございませんでした。

2.発生日 令和6年8月26日（月）、8月29日（木）

3.場所 有田市役所期日前投票所

4.事象の内訳

●和歌山県議会議員有田市選挙区補欠選挙

- ・8月26日（月）1件（事象A）

●和歌山県議会議員有田市選挙区補欠選挙

- ・8月29日（木）3件（事象B・C・D）

●有田市議会議員補欠選挙

- ・8月29日（木）1件（事象E）

5.原因

投票用紙自動交付機で投票用紙を選挙人に渡す際、5人の選挙人に投票用紙を2枚交付した可能性があります。

① 8月26日（月）

県議会議員補欠選挙のみ投票できる期日前投票期間（8月24日（土）及び8月25日（日））に投票を済ませた選挙人が、2回目（市長選挙・市議会議員補欠選挙）に来所した際、投票用紙を再度交付してしまったものと考えられます。（事象A）

② 8月29日（木）

- ・上記①と同様の事象が2件発生しました。（事象B・C）
- ・当日投票を済ませたにもかかわらず、同一人物に誤って交付した可能性があります。（事象D・E）

6.再発防止に向けた取組

今後、このような事態が再発する事がないよう、従事者の事務手順を再確認するとともに、事務従事者を増員しています。

事務従事者増員とは

- ① 投票所内に入場する人数を制限し、順次案内をする新たな誘導員を配置しています。
- ② 受付確認をダブルチェック体制とし、正確な事務の遂行を徹底しています。
- ③ 投票所内において、混雑を避けるために誘導員を配置しています。

7.投票の取り扱い

投票用紙が特定できないため、他の投票と同様に取り扱います。

8.有田市選挙管理委員会コメント

この度は、本市全体で適正な事務執行を徹底している中、このような投票の公平性を損なう事態が生じ、選挙事務の信頼性を損なうこととなってしまい大変申し訳ございませんでした。選挙事務の適正な執行について、改めて選挙事務従事者の指導を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

----- この件に関するお問合わせ先 -----

〒649-0392 有田市箕島 50 番地

有田市役所 選挙管理委員会

TEL : 0737-22-3551